

下関市立小中学校における施設のスポーツ開放実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下関市におけるスポーツ及びレクリエーションの振興のために下関市立小学校及び中学校（以下「学校」という。）の体育施設（以下「体育施設」という。）を学校教育の支障のない範囲内で開放すること（以下「学校開放」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放の決定)

第2条 この要綱に基づき学校開放を行う学校（以下「開放校」という。）については、教育委員会と協議し決定する。

(市長及び学校長の責任)

第3条 前条により決定された開放校における学校開放に関する事務は、市長が行う。

2 開放校の学校長は、市長が行う学校開放の時間内においては、当該開放校の体育施設についての管理上の責任を負わないものとする。

(開放の日時)

第4条 体育施設を利用できる日時は、別表のとおりとする。

2 市長は、開放校の学校長が前項の日時の変更を申し出たときは、当該開放校に限り、その日時に変更するものとする。

(登録)

第5条 体育施設を利用しようとする者は、市内に居住、通勤又は通学する者で5人以上の団体を構成し、下関市に登録しておかなければならない。

2 前項の条件に人数が満たない場合は、体育施設の利用状況等を勘案し、十分空きがある施設に限り登録を認める。ただし、前項の条件を満たす団体を優先する。

3 登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を市長に申請しなければならない。

(1) 団体の名称及び責任者（成人に限る。）の氏名、住所及

び電話番号

- (2) 団体の構成員の住所等を記入した名簿
- (3) 主な運動種目、活動内容等

4 市長は、前項の申請を受けたときは、審査のうえ登録した旨又はしない旨を申請者に通知する。

(利用手続等)

第6条 前条の登録を受けた団体が体育施設を利用しようとするときは、次に掲げる事項を市長に申請し、承認を受けなければならない。

- (1) 利用する開放校及び体育施設
- (2) 利用日時、利用目的
- (3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、承認をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は風紀を乱すおそれがあるとき。
- (2) 体育施設、設備及び備品を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 政治活動、宗教活動及び営利活動を目的とした利用のおそれがあるとき。
- (4) その他開放校の管理上支障があると認めるとき。

3 市長は、第1項の申請を受けたときは、他の利用者と調整を行い、承認した旨又はしない旨を申請者に通知する。

(利用承認の取消)

第7条 市長は、管理運営上支障があると認めた場合、利用の承認を取り消すことができる。

2 市長は、利用の承認を取り消した場合は、その旨を申請者へ通知する。

(利用中の事故)

第8条 学校開放中に発生した事故については、利用者相互の責任とする。ただし、その原因が施設の設置及び管理の欠陥に基づくものについては、この限りでない。

(利用者の弁償責任)

第9条 利用者は、体育施設、設備及び備品を損傷又は亡失したときは、速やかにこれを原状に回復する弁償の責めを負うものとする。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、損害額を減額し、又は免除することができる。

2 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した費用は利用者の負担とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の前までに、下関市立小中学校の施設の開放に関する規則（平成17年教育委員会規則第47号）の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年3月15日から施行する。

2 この要綱の施行の前までに、改正前の下関市立小中学校における施設のスポーツ開放実施要綱の規定によりなされた手続きその他の行為は、それぞれこの要綱の相当規定によりなされたものとみなす。

別表(第4条関係)

施設		開放する日	開放する時間
運動場	夜間照明 設備有	平日	午後4時から午後10時まで
		土曜日	午前8時から午後10時まで
		長期休業日	
		日曜日	午前8時から午後7時まで
	夜間照明 設備無	祝日	
		平日	午後4時から午後7時まで
		土曜日	午前8時から午後7時まで
		日曜日	
体育館	長期休業日	祝日	
		平日	午後4時から午後10時まで
		土曜日	午前8時から午後10時まで
		日曜日	午前8時から午後7時まで
	祝日		
武道場	平日		午後4時から午後10時まで
	土曜日		午前8時から午後10時まで
	長期休業日		
	日曜日		午前8時から午後7時まで
	祝日		

備考

- 1 「祝日」とは、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日をいう。
- 2 「長期休業日」とは、学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定により休業日と定められた日をいう。
- 3 「平日」とは、月曜日から金曜日までの日をいう。